

再エネ海域利用法改正法案を踏まえた 環境影響評価手続について

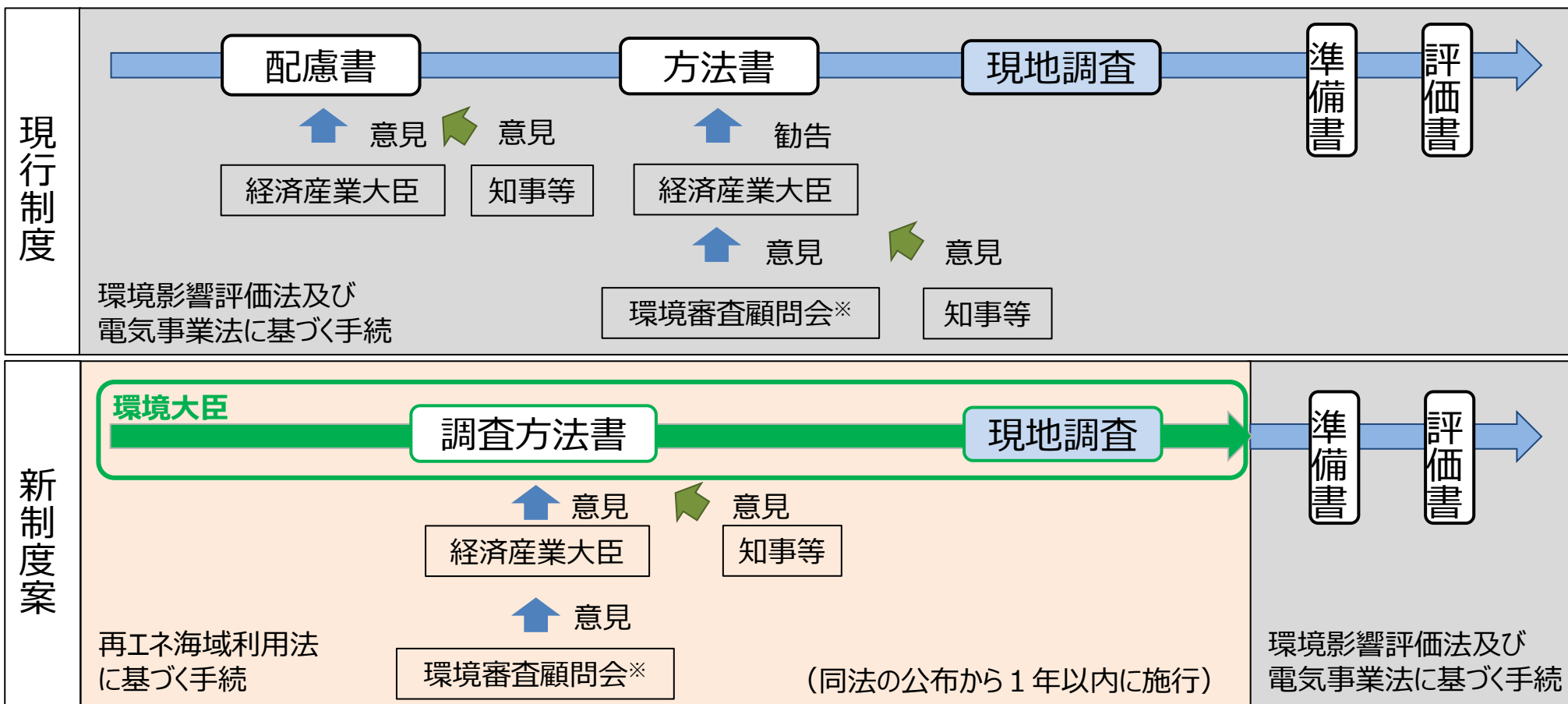
令和 6 年 3 月 28 日

産業保安グループ° 電力安全課

1. 洋上風力に係る新たな環境影響評価手続（領海及び内水）

- 領海及び内水において、従来、事業者が実施していた現地調査までのプロセスについて、新たに環境大臣が実施することにより、複数の事業者による重複した手続を排除し、プロセスを合理化。
- その際、事業者による準備書等の作成に必要な情報が適切に提供されることが重要。

新たな制度のイメージ対比図

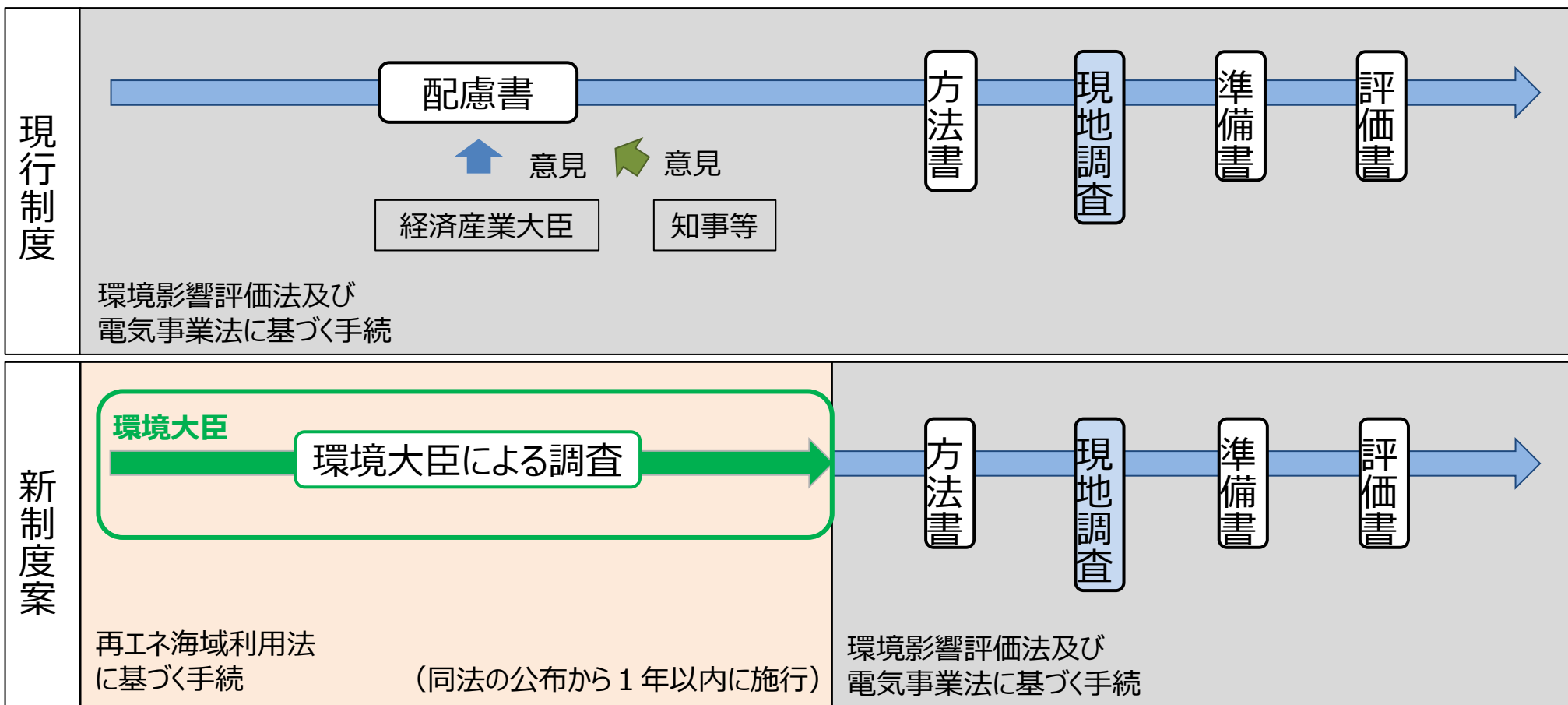


※環境審査顧問会とは、発電所の環境影響評価に係る環境審査要領に基づき技術総括・保安審議官によって設置された組織

2. 洋上風力に係る新たな環境影響評価手続（EEZ）

- EEZにおいては、領海の事業者選定よりも早期の段階で事業者に仮の許可が与えられるため、複数の事業者による重複した手続は想定されにくいことなどから、事業者が現地調査等を実施。

新たな制度のイメージ対比図



3. 環境影響評価を進めるに当たっての留意点

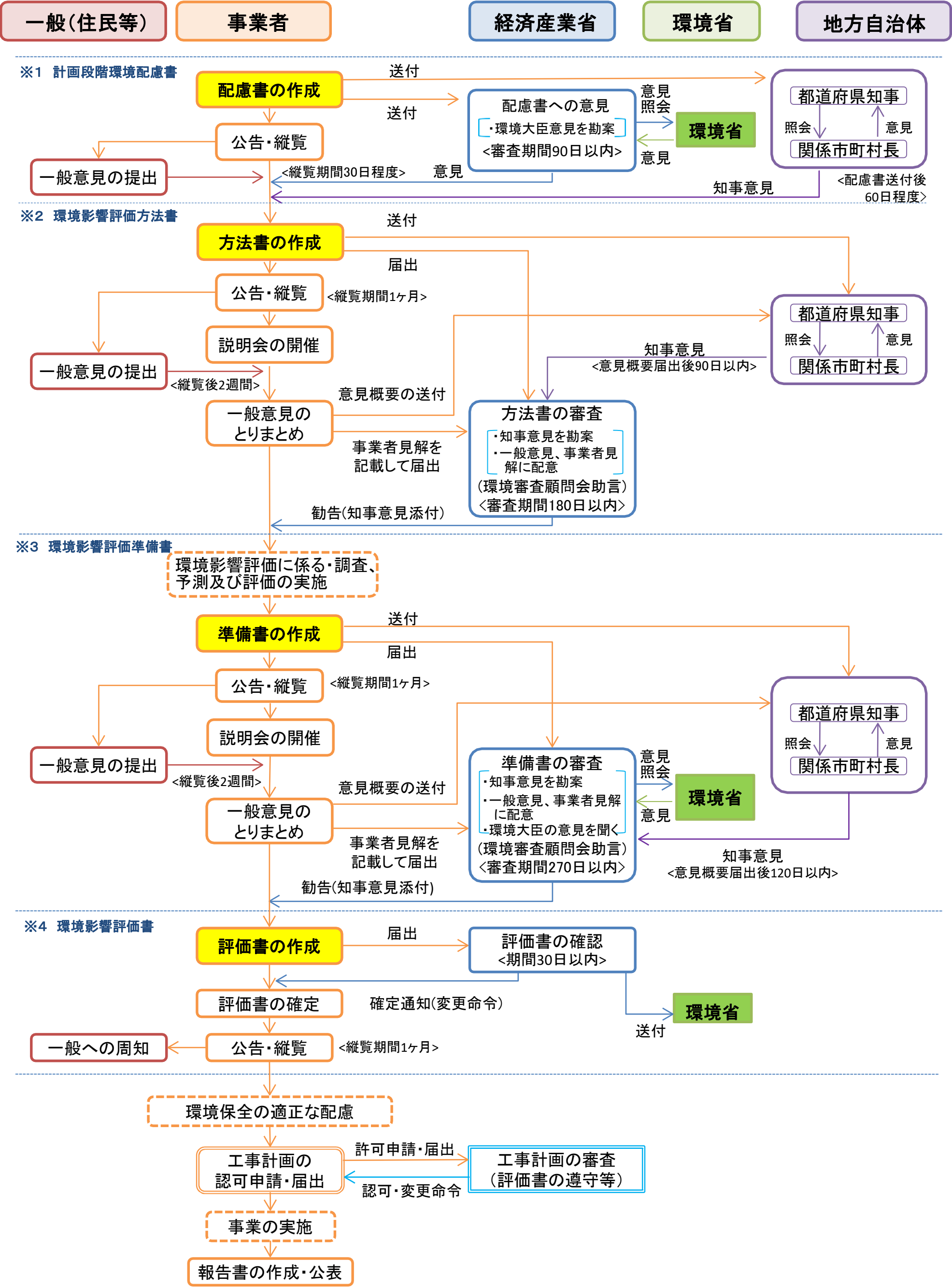
● 領海及び内水の場合（例）

- 事業者による準備書等の作成の基礎となる調査方法書のあり方
（評価の項目・手法、データの粒度等）
- 事業者による再度の現地調査を必要とさせないための調査方法書における事業想定のあるあり方
- 国・事業者が集めたデータの利活用のあり方
- その他、電気保安・作業安全について 等

● EEZの場合（例）

- 事業者が準備書等の作成に必要な情報に関し、領海及び内水の場合との差異
- 国・事業者が集めたデータの利活用のあり方
- その他、電気保安・作業安全について 等

発電所に係る環境影響評価の手続フロー図



※1 計画段階環境配慮書：事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書

※2 環境影響評価方法書：環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくかという計画を示した図書

※3 環境影響評価準備書：調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめた図書

※4 環境影響評価書：準備書に対する経済産業大臣勧告、環境大臣意見、知事意見、一般の方々からの意見等の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を見直して作成された図書

別表第六（第二十一条関係）

影響要因 の区分	環境要素の 区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	
		大気環境		水環境		その他の環境		動物		植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		
		騒音	振動	水質	底質	地形及び地質	その他										
		騒音	振動	水の濁り	有害物質	重要な地形及び地質	風車の影	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	海域に生息する動物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）	海域に生息する植物	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	産業廃棄物	残土	
工事の実施	工事用資材等の搬出入	○	○									○					
	建設機械の稼働	○		○	○												
	造成等の施工による一時的な影響			○			○	○	○	○			○	○			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在					○		○	○	○	○	○					
	施設の稼働	○					○										
備考																	
一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。																	
二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。イ 工事の実施に関する内容																	
（１） 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。																	
（２） 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。																	
（３） 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容																	
（１） 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。																	
（２） 施設の稼働として、風力発電所の運転を行う。																	
三 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。																	
四 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドウフリッカー）をいう。																	
五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。																	
七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。																	
八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。																	